

# 関東地方環境事務所における バーゼル法等に基づく水際対策と課題

平成28年1月7日

環境省関東地方環境事務所  
廃棄物・リサイクル対策課

# 関東地方環境事務所(さいたま市)の体制

## 地方環境事務所

総務課

国立公園課

環境対策課

自然環境整備課

放射能汚染対策課

野生生物課

廃棄物・リサイクル対策課

(課長、首席調査官ら職員9名)

- ・バーゼル法等に基づく廃棄物等の不適正な輸出入防止のための取組
  - ・災害廃棄物処理に係る広域体制構築や被災自治体への支援
  - ・各種リサイクル法に基づく立入検査等の実施
- 等の各種業務を実施

那須自然保護官事務所等 15事務所

新潟事務所

日光自然環境事務所

箱根自然環境事務所



平成27年9月関東・東北豪雨災害支援の様子

# 関東地方環境事務所における輸出入業務の概要

(廃棄物等の不適正な輸出入に対する取り締まり等)

- ◆ 関東地方環境事務所の管轄は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県の1都9県
- ◆ 水際対策として、東京税関、横浜税関及び名古屋税関と連携して、貨物確認等を行い、違法行為と認定した事業者に対しては、行政指導等を実施。
- ◆ 水際対策担当者3名、補助員1名(専従で担当している者なし)

(事前相談)

- ◆ 関東地方環境事務所管轄内から事業者が輸出入をしようと考えている貨物が、バーゼル法又は廃掃法の規制対象物(特定有害廃棄物等、廃棄物)に該当するか否かについて、行政サービスとして事前相談を実施
- ◆ 事前相談担当者2名(専従で担当している者なし)

# 地方環境事務所における水際対策の流れ

(第1回検討会・資料2を一部変更して抜粋)

税関から不法輸出入疑義案件の情報提供

①開披検査(税関検査)への立会い

不法輸出入の疑い有りと判断した場合

②業者へのヒアリング、報告徴収、立入検査等の実施

③・廃掃法:廃棄物か判断  
・バーゼル法:特定有害廃棄物等か判断

廃棄物等に該当すると判断した場合

- 悪質性等を踏まえて、行政指導、告発等の対応を決定
- 廃棄物等と判断された貨物については、法に基づく対応(国内での適正処理等)を行うよう指導

※バーゼル法に関しては、経済産業省と連携して対応



大型X線検査装置等による検査



税関の貨物検査への立会い



スクラップに混入していたエアコン室外機

# 事例A：雑品（ミックスメタルスクラップ）の水際対策

## ① A貿易への検査立会い

※検査立会は、現地での判断及び事業対応の観点から複数名対応を基本としている

- ◆ 税関より、輸出申告貨物の中に家電らしき物が混入されているとして、当事務所に検査立会要請あり。
- ◆ 税関による輸出貨物検査に当事務所担当官2名(※)が立ち会い。破壊された状態の洗濯機及びテレビを発見、不法輸出の疑い有りと判断。



## ② A貿易へのヒアリング

- ◆ 該非判断や悪質性判断に必要な情報を聴取。

## ③ A貿易への分別の指導

- ◆ 廃棄物に該当すると判断した、廃家電等の分別及び分別後のリサイクルを指導

# 事例A：雑品（ミックスメタルスクラップ）の水際対策

## ② A貿易の貨物分別後の廃家電確認

- ◆ 分別の進捗状況については、定期的に輸出者に電話等で確認
- ◆ 分別に要する日数は、概ね2～3週間（数量は約1,000トン）
- ◆ 分別作業終了後に、分別された廃家電等を確認。適正リサイクルを指導。
- ◆ 確認は輸出者、通関業者立ち会いの下、当事務所職員2名で実施
- ◆ 液晶テレビに基板が残っていたことから、鉛等の分析依頼



洗濯機を重機で破壊したと思われる廃家電の山（分別後）

# 事例A：雑品（ミックスメタルスクラップ）の水際対策

## ③ 廃掃法該非判断

◆税関検査立会、分別後の貨物確認及びヒアリング等により該非判断を実施

◆該非判断は、

### ① 廃棄物該当性判断

廃棄物該当性総合判断(物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思)及び「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」に基づき判断

### ② 悪質性の判断

過去の事案等を基に判断

## ④ 行政指導

◆ 文書での注意を実施

## ③ バゼル法該非判断

◆液晶テレビの基板を分析した結果、鉛の含有及び溶出、アンチモンの含有が告示(※)の規定値内であったことから、バーゼル法規制対象外(非該当)と判断。

# 地方自治体と連携した取組

- ◆ ミックスメタルスクラップの不法輸出案件において、ヒアリング等(事案により法に基づく報告徴収)から判明した仕入先の業者情報のうち、廃家電を自社ヤードへ搬入した可能性が疑われる業者について、業者の所在地を管轄する都県に情報提供。
- ◆ 当該事業者において廃家電の破壊が行われている疑いがある場合には、所管の自治体に対し、合同での立入検査実施等を要請。
- ◆ 当事務所から当該事業者に対し、平成24年3月に環境省(本省)が使用済家電製品の廃棄物該当性を明確化するために発出した「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」を、必要に応じ説明。
- ◆ 説明後ヤード内に保管されている雑品等を確認し、家電リサイクル4品目の廃製品を発見した場合は、地方自治体に指導等を要請。



合同立入検査で発見した、ヤード内に保管されていたエアコン・洗濯機・テレビ

# 検査立会及び地方自治体との連携に係る課題

## 【規制対象物の特定等】

- ◆バーゼル法・廃掃法の規制対象物該当性判断等に時間を要し、事案発生から行政指導実施までに数ヶ月を要する場合がある。(現場での即物的な判断が困難)
- ◆一方で、家電リサイクル法に基づく4家電については、即物的な廃棄物判断のための319通知が示され、現場判断が容易に。
- ◆しかし、雑多な物を含むミックスメタルスクラップについては、金属以外の物(プラ、木片等)が混入している場合もあり、こうした物について、廃棄物とみなされうるかどうか、取締りの際に個別のかつ迅速に判断することが容易でない。
- ◆地方自治体に不法輸出案件の仕入先の情報提供及び合同指導の要請を行うが、自治体間の反応には差が大きい。例えば、家電リサイクル4品目であっても、有価で購入されたものであるとの理由から、対応に消極的な地方自治体もある。
- ◆多くの案件に対応するためには、基本的に即物判断が可能な効率的な対応が不可欠。また、分析方法・対象物質等について、技術的進展等も考慮し、効率的かつ有効な手法等となるよう適宜見直しが必要。

## 【規制の周知等】

- ◆ 取締り対象事業者には外国出身者も少なくなく、規制内容等の説明に際して言葉の問題がある。

## 【対応体制】

- ◆ 関東事務所の水際対策業務担当者は、他の業務（例：広域認定業務、大規模災害対策業務、不法投棄対策業務、不用品回収業者対策業務等）も担当していることから、税関からの全ての要請に対応することが極めて困難。
- ◆ 検査立会の多い港と事務所からの距離が遠く、移動時間に長時間を要し、機動的な取締り実施に影響。

# 地方環境事務所における シップバック事案への対応の流れ

(第1回検討会・資料2を一部変更して抜粋)

輸入国又は通過国当局からのバーゼル条約第9条に基づく通報(環境省本省が受領)

(環境省本省)

- ・相手国当局に通報に係る詳細の確認、調整
- ・地方環境事務所に情報共有

(地方環境事務所)

①貨物が日本に到着するまでに事業者へヒアリング

②貨物到着後、開披検査(税関検査)への立会い

不法輸出入の疑い有りと判断した場合

※以下、対応は、水際対策への対応と同じ



シップバックされた貨物の写真

※シップバックに関しては、外務省、経済産業省と連携して対応

# 事例B：シップバック事案（貨物：中古関係機器）への対応

## ① B商事へのヒアリング

- ◆ 該非判断や悪質性判断に必要な情報を聴取。

## ② B商事シップバック貨物の通電確認への立会

- ◆ シップバック貨物が中古利用目的で輸出されたことを輸出者から聞き取り。
- ◆ 輸出者に、中古品として利用可能であるか否かの確認のためには「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」(平成26年4月より運用)に則り、通電等の確認が必要であることを説明。通電等確認検査時に雨天でも対応できる場所(保税地内にある屋根及び電源のある倉庫)を準備を要請。
- ◆ 輸出者及び経済産業省との実施日時の調整
- ◆ 通電確認への立会  
→当事務所2名と経済産業省の立ち会いの下、輸出者が通電等の確認を実施



# 事例B：シップバック事案（貨物：中古関係機器）への対応

## ③ B商事への分析の依頼

外観確認において、著しい破損等により中古品として利用できないと判断。また、通電確認の結果、通電できない物もあったことから、輸出者に成分分析実施を要請。

- ①分析サンプル採取、②分析機関選定・依頼
- ※分析は、サンプルを細かく粉碎して実施

## ③ バーゼル法該非判断

- ◆ヒアリング、任意の提出資料、貨物の外観、通電等の確認及び分析結果から特定有害廃棄物等への該当性を判断
- ◆該非判断は、
  - ①バーゼル法規制対象の判断  
バーゼル条約附属書IVに該当するか否か、該当した場合のリサイクル目的、告示に定める有害な物質等の含有濃度等の確認により判断
  - ②悪質性の判断  
過去の事案等を基に判断

## ③ 行政指導

文書による注意

# シップバック事案（中古機器関係）への対応に係る課題

基本的にミックスメタルスクラップに係る不法輸出疑義案件に係る課題と同様だが、加えて以下のような課題がある。

- ◆ 規制対象物への該非判断や事業者の悪質性判断に先立ち、通電確認等の日程調整、準備や実施に時間を要し、対応期間を要する。事案内容及び事業者の対応によっては、案件終了まで半年以上掛かる場合がある。
- ◆ また、中古品としての使用に適さないと判断した貨物の場合でも、廃掃法・バーゼル法の規制対象に非該当という結果となるケースがあり、上記のような対応を実施する根拠を提示するのが難しい。
- ◆ 「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に適合する使用済み電気・電子機器がシップバックされたケースの中には相手国の判断基準に基づき、中古品と見なせない廃棄物であるとされた原因が不明確な場合がある。こうした場合、事業者に対して適正な輸出を指導することが困難。

# 環境省（地方環境事務所）における事前相談

## 地方環境事務所における事前相談確認資料

### 1. 必ずご提出いただく書類

- (ア) 輸出入案件確認事項（輸出の場合のみ、別紙様式あり）
- (イ) 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書（様式あり）
- (ウ) 貨物と金銭のフロー図（参照資料あり）
- (エ) 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類  
（契約書、インボイス、仕入明細書、国内諸経費及び海上運賃見積書等）
- (オ) 貨物のカラーの写真（貨物の性状がはっきりわかるもの）
- (カ) 発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要など）

### 2. 必要に応じてご提出いただく書類

- (ア) 廃棄物処理法に基づく許可書（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
- (イ) 成分分析表
- (ウ) 分析サンプル写真
- (エ) 相手国における許可書
- (オ) その他

## 事前相談に関する課題

- ◆ 事前相談の位置づけ
  - あくまで行政サービスとしての「助言」として行っているが、実態上、関係者において、法令等に基づく「確認行為」とみなされている場合がある。
  - 相談のために提出された内容を、事業者がどこまで実行しているのか行政サービスでは確認する術がない。行政として確認行為を行うためには、実際の現場での検証が少なくとも必要。
- ◆ 遵法意識が高い相談者ほど負担が生じやすい仕組み
  - 新規の輸出入案件等について、環境省に輸出入の適法性を確認しようとした結果、各種書類の準備に時間がかかり、結果として回答が遅くなってしまう場合もある。
  - 廃掃法該非判断に必要な確認書類の取得・作成が負担になっている相談者もいる。
- ◆ 経済産業省業務委託先（今年度は（一財）日本環境衛生センター）との連携
  - 双方の相談対応が異ならないよう、連携強化が必要。